

埋蔵文化財に関する届出

埋蔵文化財が所在する場所及びその近接地において、土地の掘削や盛土を行う土木工事等を行う場合は、文化財保護法による届出が必要になります。工事計画の内容によっては、事前に発掘調査を行う場合もあります。

工事計画立案までに、埋蔵文化財包蔵地（遺跡内）であるかどうか確認

- ①宮城県ホームページ「宮城県遺跡地図情報」をご覧ください確認してください。
 - ②塩竈市教育委員会生涯学習課（老番館庁舎3階、塩竈市本町1番1号）にご来庁いただき確認してください。
- 否（埋蔵文化財包蔵地（遺跡内）に含まれない）・・・手続きの必要はありません
- 該当（埋蔵文化財包蔵地（遺跡内）に含まれる）・・・かかわり協議書を提出してください

かかわり協議書の提出

- ①協議書の様式は、塩竈市教育委員会生涯学習課に用意してあります。または、宮城県ホームページからダウンロードしてご活用ください。
- ②塩竈市教育委員会へ、協議書を2部ご提出願います。

<進達> ↓ ↑ <回答> 添付図面の例：位置図、配置図、断面図等
(敷地内のどの位置を、どの位の幅で、どの位の深さを掘削するのか明確に分かる図面を添付してください)

宮城県教育委員会

- ③塩竈市教育委員会から回答を通知します。協議書の提出から回答の通知まで2～3週間程度かかります。

発掘届の提出 工事着手予定日の60日前まで

- ①届の様式は、塩竈市教育委員会生涯学習課に用意してあります。または、宮城県ホームページからダウンロードしてご活用ください。
- ②塩竈市教育委員会へ、届を2部ご提出願います。

<進達> ↓ ↑ <回答> 添付図面の例：位置図、配置図、断面図等

宮城県教育委員会

- ③塩竈市教育委員会から回答を通知します。届の提出から回答の通知まで2～3週間程度かかります。

発掘届の回答では、次の①～③の対応を通知

- ①慎重工事・・・工事着工。慎重に工事を行い、遺構・遺物が発見された場合は市教委へ連絡
- ②工事立会・・・市教委と立会日程調整、工事着工
- ③確認調査・・・市教委と調査日程調整

→ 重要な遺構が発見された場合 → 再協議 → 本発掘調査